（様式当第１０号）

**独立行政法人農林漁業信用基金保証付**

**印紙**

200円

**当座貸越契約書**

（融資機関名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

御中

住　　　所

借　　　主　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（決済口座）

預金取引印

住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保証に基づき、別に差入れた

約定書の各条項のほかこの当座貸越契約書（以下「この契約」という。）を承認のうえ、次の要領により当座貸越取引を行います。

（取引要領）

|  |  |
| --- | --- |
| 貸越極度額 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円也 |
| 契約期限 | 令和　　年　　月　　日 |
| 資金使途 | 事業資金 |
| 貸越利率 | 年　　　　．　％ |
| 返済方法該当する返済方法の番号に○印をつけ空欄を記入してください。 | １　約定返済方式* 貸越金は貸越を受けた都度および随時の都度新残高の□分の１の金額を返済します。
* 返済日および利息支払日は　月　日とします。（ただし、貸越を受けた日も利息支払日とします。）
 |
|  | ２　随時返済方式* 随時に任意の金額を返済するものとし、残高を最終返済期限に一括返済します。（ただし、最終返済期限は最終利払日とします。）
 |
|  |  |
|  | 　・利息支払日は　月　日とします。（ただし、貸越を受けた日も利息支払日とします。） |
| 利息支払方法該当する返済方法の番号に○印をつけて下さい。 | ※返済日および利息支払日が休業日の場合は、その　　営業日を返済日および利息支払日とします。１　この契約による貸越金の利息は貸越発生日及び前項利息支払日に取引要領記載の貸越利率により貴行所定の計算方法により計算のうえ次回利息支払日までの利息を先払いします。２　この契約による貸越金の利息は前項利息支払日に取引要領記載の貸越利率により貴行所定の計算方法により計算のうえ前回利息支払日（初回は最初の貸越発生日）から利息支払日までの利息を後払いします。 |
| 入金・決済口座 | 科　　　目 | 口　座　番　号 |
| １．普通預金　　２．当座預金 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）下線部の箇所に適切な日付・文言のご記載をお願いいたします。

第１条（取引方法）

１．この契約による取引は当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出あるいは引受け、公共料金等の自動支払は行いません。

２．借主は貴融資機関所定の借入請求書を貴融資機関に提出し、貴融資機関が請求書記載の金額を表記（入金・決済口座）欄に記載した借主名義の預金口座に入金する方法により当座貸越を受けるものとします。

第２条（貸越極度額）

１．貸越極度額は表記のとおりとします。

２．貴融資機関は金融情勢の変化・債権の保全・その他相当の事由があるときは、いつでも表記の貸越極度額を減額することができます。

３．極度額を減額された場合は、直ちに減額後の極度額をこえる貸越金を支払います。

第３条（期限の更新・解約・中止等）

　１．表記の契約期限到来前に借主または貴融資機関からこの契約の解約の申出がない場合は、さらに１ヵ年この契約を延長するものとし、その後も同様とします。

　　　ただし、信用基金から期限の延長を承認した旨の保証契約変更書等が交付されない場合は、契約期限をもってこの契約を解約するものとします。

　２．借主が別に差入れた　　　取引約定書により期限の利益を失った場合の他表記の契約期限到来前であっても、金融情勢の変化・債権の保全・借主の信用状況の悪化・その他相当の事由があるときは、貴融資機関はいつでもこの契約を解除し、または、この契約に基づく貸越を行わないことができます。

３．この契約が、期限到来もしくは解約その他の事由により終了した場合は、第４条または第６条の定めにかかわらずただちに貸越金および利息の全額を支払います。

第４条（約定返済）

表記の約定返済方式による貸越金の返済は、貸越を受けた後最初に到来する表記の返済日（以下「約定返済日」という。）から開始し取引終了日に残額を一括返済します。

第５条（臨時返済）

前条による返済に加え、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。（ただし、返済額の単位は　　　万円以上　　　万円単位とします。）

第６条（随時返済）

表記の随時返済方式による貸越金の返済は、随時に任意の金額を返済するものとし、残額を最終返済期限に一括返済します。

ただし、返済額の単位は　　　万円以上　　　万円単位とします。

第７条（損害金）

貴融資機関に対するこの契約に基づく債務の履行が遅延した場合には、支払うべき金額に対して年　　　％の割合による遅延損害金を支払います。

この場合の計算方法は年３６５日の日割り計算とします。

第８条（返済金及び支払利息の引き落とし）

１．この契約に基づく貸越金の約定返済日（または利息支払日）における返済および利息の支払いは、小切手の振出、または普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出をしませんが、貴融資機関は約定返済日（または利息支払日）に、その月の返済金および支払い利息相当額を表記預金口座から引き落としのうえ充当するものとします。

この場合、預金残高がその月の返済金および支払利息相当額に満たないときは、その金額について返済および支払いがないものとされても異議有りません。

２．約定返済日に返済が履行できず後日返済する場合は、その返済金と前条に規定する遅延損害金相当額について、貴融資機関は前項に準じて表記預金口座から引き落としのうえ充当するものとします。

第９条（信用基金の保証料の引き落とし）

借主が、この契約に基づく当座貸越取引に伴い信用基金に支払うべき保証料は、小切手の振出、または普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出をしませんが、貴融資機関は、表記預金口座から引き落としのうえ充当するものとします。

第10条（貸越利率の変更）

貸越利率は表記のとおりとします。

ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度に変更されることに同意いたします。

第11条（期限の利益の喪失）

１．借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴融資機関から通知催告等がなくても直ちに貸越元利金を支払います。

(1)　支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

(2)　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3)　借主または保証人の預金その他貴融資機関に対する債権について仮差押え、保全差押さえ、または差押の命令、通知が発送されたとき。

(4)　住所変更の届出を怠るなど借主の責めに期すべき事由によって、貴融資機関に借主の所在が不明となったとき。

２．次の各場合には、貴融資機関から請求ありしだい直ちに貸越元利金を支払います。

(1)　借主が債務の一部でも履行を延滞したとき。

(2)　担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。

(3)　借主が貴融資機関との取引約定に違反したとき。

(4)　保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。

(5)　前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

３．前二項により、即時貸越元利金を支払わねばならなくなったときは、この契約は解約されたものとします。

第12条（連帯保証人）

１．連帯保証人は、借主が貴融資機関との本契約による当座貸越取引によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、借主が差入れた約定書のほか、この契約に従います。

２．連帯保証人は、借主の貴融資機関に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。

３．連帯保証人は、貴融資機関がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解約しても免責を主張しません。

４．連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位弁済によって貴融資機関から取得した権利は、借主と貴融資機関との取引継続中は、貴融資機関の同意がなければこれを行使しません。

もし貴融資機関の請求があれば、その権利または順位を貴融資機関に無償で譲渡します。

５．連帯保証人が借主と貴融資機関との取引について、ほかに保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。

６．連帯保証人が将来貴融資機関に対しほかに保証した場合にも、前号に準じます。

第13条（書類の提出）

借主は、毎期ごとに、営業報告書、貸借対照表、損益計算書等を貴融資機関に遅滞なく提出します。

またその他事業経営に関し重大な変更を生ずる事項については、その都度あらかじめ貴融資機関に通知します。